

ID: 3055

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	許可の取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第10項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第24条 10 都道府県知事は、第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項に規定するときは、その許可を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日